奈良県告示第五十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の設立を認可した。

平成二十三年五月六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　組合の名称

生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合

二　事業施行期間

平成二十三年五月六日から平成二十六年八月三十一日まで

三　施行地区

生駒市北新町の一部

四　事務所の所在地

生駒市北新町一二番三二号

五　設立認可の年月日

平成二十三年四月二十八日

六　事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七　公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示して行うものとし、特に必要があるときは、官報等に掲載して行うこととする。

八　権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十三年六月四日